

ドイツ・会計税務ニュースレター

第 24 回 会計

パーチェスプライスアロケーション (PPA) の課題

2024 年 2 月

はじめに

M&A の際に必要となる取得価額の配分手続、すなわちパーチェスプライスアロケーション (PPA) は、ドイツ会計基準 (HGB) によっても義務付けられています¹。その目的は、取得企業の企業結合後の (連結) 貸借対照表において、買収の目的や実態をより正確に表示することです。本稿では、PPA に伴う評価、会計、税務上の課題についてお伝えします。

※ 本稿は、Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) が作成したものを、和訳・編集したものです。原文 (ドイツ語) は [こちら](#) をご参照ください。

Contents

- ・ PPA に用いる取得価額と事業計画
- ・ PPA における識別可能資産の特定と評価
- ・ 無形資産の償却による節税効果
- ・ 企業結合後におけるのれんの評価
- ・ おわりに

PPA に用いる取得価額と事業計画

企業結合の取得価額に非資金項目 (株式や持分、債務返済、その他の非現金報酬など) や条件付対価 (アーンアウト、マイルストーンフィーなど) が含まれている場合、この公正価値の見積りに困難を伴うことがあります。例えばアーンアウト条項の評価においては、想定される複数のシナリオ毎の発生確率を慎重に検討するなど、非資金項目を含む取得価額を評価するための適切な方法を選択する必要があります。

被取得企業の事業計画と比べて取得価額が適切であるかを検討することも必要です。期待キャッシュ・フローと取得価額の関係は、内部収益率 (IRR) により表されます。一方で、識別可能資産の評価に際し、DCF 法で FCF を現在価値に割り引くための割引率には、加重平均資本コスト (WACC) が用いられます。評価に際しては、これら IRR と WACC、さらには被取得企業の資産に係る加重平均資産収益率 (WARA) の間の整合性を確かめることが必要です。

¹ 企業結合時に連結財務諸表において株式と相殺される子会社の純資産の額は、支配獲得時の公正価値によるものとされている (ドイツ商法 301 条 1 項より)。また、IFRS や日本基準と同様、ドイツ会計基準においても、企業結合に伴う取得価額の配分は企業結合後 1 年以内に完了する必要がある (同 301 条 2 項より)。

PPA で算定される識別可能資産は公正価値によるため、評価の基礎となる事業計画も、市場参加者の観点から見て合理的なものでなければなりません。事業計画が市場参加者の予想と比較して過度に楽観的、又は悲観的なものである場合、IRR と WACC の間に乖離が生じます。また、事業計画における成長率などのパラメータを過大評価すると、将来における資産やのれんの減損リスクが高まることにもつながります。

事業計画には予想シナジー、すなわち取得企業と被取得企業が企業結合を通じて達成できる追加の価値が含まれる場合があります、こうしたシナジーは通常、M&A の初期段階で検討されます。識別可能資産の評価は市場参加者の目線で行うため、評価に用いる事業計画には市場参加者が享受できるシナジーのみを含めます。取得企業のみが実現可能な固有のシナジーは、事業計画からは除いて無形資産の評価を行う必要があります。

PPA における識別可能資産の特定と評価

取得価額を決定したら、次のステップはそれを企業結合に伴い取得した資産と引き継いだ負債の取得日時点の公正価値に配分することです。企業は何の理由もなく買収されるのではなく、その企業が有する固有の価値と、企業結合後のシナジーのために買収されます。ここでの目的は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って、これらの価値を適切に測定し、企業結合日時点の財政状態に反映することです。

通常、適格な無形資産を特定する作業には困難を伴います。PPA を通じて、買収前には想定していなかった隠れた価値が明らかになることも珍しくありません。顧客関係、ブランド、テクノロジーなどの無形資産も、一定の認識基準を満たしていれば貸借対照表に個別に表示されます。特定された資産および負債の公正価値を決定するには、評価のための適切なアプローチを選択するだけでなく、資産固有のリスクも考慮する必要があります。

無形資産の償却による節税効果

PPA に係る無形資産評価において、インカム・アプローチを採用する場合、無形資産の償却による節税効果を考慮する必要があります。すなわち、適用される会計基準および税法に応じた、想定される税金の軽減効果を評価に含めることとなります。また、ドイツでは、のれんについては商法、税法の双方で償却が行われます²。

企業結合後におけるのれんの評価

企業結合時に予測していたシナジー効果がその後において存在しないことが明らかになり、のれんに長期的な価値の下落が認められる場合、ドイツ会計基準においても、のれんの減損が必要となります。IFRS との違いは、ドイツではのれんは会計基準に基づいて規則的に償却されるため、IFRS の場合に比べてのれんの減損の可能性が低くなる点です。

² ドイツ会計基準上、のれんは原則としてその経済的効果の及ぶ期間に亘って償却するが、当該期間を信頼性をもって見積ることが出来ない場合には、10年で償却しなければならない（ドイツ商法 253 条 3 項 3 文）。一方で税務上は、のれんの償却期間は 15 年となっている（EStG7 条 1 項 3 文）。

コンサルタント会社 Kroll の調査によると、S&P 500 企業における、のれん減損額の上位 10 社の合計額は、2021 年には 61 億ドルだったのに対し、2022 年には 354 億ドルとなりました。金利変動、エネルギーや資源価格の上昇、またこれらに伴う事業環境の変化などにより、のれんの減損が必要なケースが増えています。財務部門は常に、のれんの減損の可能性とそれが財務諸表に与える影響を認識しておく必要があります。

おわりに

PPA は、M&A のたびに財務部門が直面する、困難で複雑なタスクです。グラントソントンは豊富な専門知識を有し、M&A 取引に関する包括的なアドバイスを提供し、クライアントの PPA の実行を支援します。

お問い合わせ先

Grant Thornton AG (グラントソントン・ドイツ) では、ドイツに進出する日系企業のために、デュッセルドルフ・オフィスにジャパンデスクを設けています。監査・保証業務、税務申告、給与計算、記帳代行、M&A トランザクションアドバイザー、内部統制構築支援、事業戦略コンサルティングなど、各種の会計税務サービスをご提供しています。

担当者



井上 広志 Hiroshi Inoue

Grant Thornton AG | Head of Japan Desk | Partner

公認会計士 (日本)

E hiroshi.inoue@de.gt.com

W grantthornton.de

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証も与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書で提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じたとしても、グラントソントン及びグラントソントン加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。